

(案)

## 令和5年度呉市在宅医療・介護連携推進事業実施要領

**1 事業の目的**

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域において、切れ目なく医療と介護を一体的に提供することができる体制を構築する。

**2 根拠法令**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の8

地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知）

**3 現状と課題****(1) 市民ニーズと在宅看取りの実態との乖離**

市民意識調査によると、人生の最期を迎えたい場所の第1位は「自宅」（約60%）で、半数以上の者が在宅看取りを希望している。一方、要介護3以上の介護認定者の在宅サービス利用率は約30%、人口動態調査での自宅死亡率は約13%と低い状態にある。

**(2) 多職種間の相互理解や情報共有の推進**

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、在宅生活を続けるためには、在宅医療と介護の連携による切れ目のないサービス提供が必要であることから、在宅療養に携わる多職種間の相互理解や情報の共有化を推進し、より円滑な連携体制の構築が必要である。

**(3) 事業推進体制の強化**

地域支援事業実施要綱の改正（令和3年9月）では、在宅医療等に関する専門的知識を有する者による、在宅医療・介護関係者の連携に関する現状分析・課題抽出・施策立案・事業実施をPDCAサイクルに沿った取組を進めることや認知症施策、災害・救急対応等の他施策との連携が求められていることから、本事業の更なる体制強化が必要である。

**4 事業の取組方針**

地域の実情や課題を正確に把握した上で地域が目指すべき姿を医療・介護関係者と共有し、包括的で継続的な在宅医療・介護の提供を推進する。

**5 令和5年度の取組内容****(1) 地域の医療・介護資源の把握及び地域資源情報の有効活用**

地域の医療・介護サービス等の社会資源を把握し、リスト又はマップを作成・更新する。作成したリスト等の情報は、地域の医療・介護関係者間及び市民等でタイムリーに活用するため、インターネットを活用して広く公表する。

また、認知症施策、介護予防、生活支援・介護予防サービス体制整備等の地域包括ケアシステムを構成する各事業の情報を収載し、事業間の連携を図るとともに、関係機関にとっても有益な情報として利活用できるよう、効果的なシステムの運用を行う。

(案)

(2) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実

呉市高齢者支援課に配置した在宅医療・介護連携推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）による、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談、必要な情報の提供及び解決策の提案、その他必要な支援を行う。

ア コーディネーターの業務

- (ア) 地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの入退院に係る相談や在宅医療の後方支援（急変時の一時入院先の確保等）を行うなど、在宅医療や在宅介護に関する相談に応じるとともに、解決に向けた連携調整及び支援を行う。
- (イ) 在宅かかりつけ医（医科・歯科）、ケアマネジャー、訪問看護事業所、訪問介護事業所等、在宅療養に携わる関係者への在宅医療・介護に関する情報提供を行う。
- (ウ) 医療・介護関係者の多職種間の連携調整及び支援を行う。
- (エ) ACP，看取りに関する相談・支援を行う。
- (オ) 医療・介護関係者を対象に、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や対応力の向上のために必要な研修会及び交流会などを開催する。
- (カ) 相談内容の記録及び事業評価を行う。

イ 広報活動

相談窓口に寄せられた主な相談とその対応の内容等を、様々な広報媒体を通じて広く公表し、医療・介護関係者に周知して相談窓口の活用を促す。

(3) 医療・介護関係者の情報共有支援と連携の仕組みづくりの推進

ア 円滑な入退院支援

円滑な入退院支援ができるよう、医療・介護関係者と共同して、入退院支援における適切な情報共有及び連携推進ができる共通の仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、効果的な普及及び活用方法を検討する。さらに、「呉市版退院前カンファレンスオンライン実施のための手引き」の効果的な普及及び活用方法を検討する。

イ 医療・介護関係者研修会の開催

医療・介護関係者を対象に、在宅での看取り、急変時、入退院支援、日常の療養支援等の知識の習得及び相互理解を目的とした研修を開催する。

ウ 地域住民への普及啓発（ACP支援）

冊子「私の心づもり・人生の彩ノート」を用いた普及啓発等により、地域住民の医療や介護に関わる意思決定を支援する。

(4) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

呉市内の在宅医療・介護関係者等が参画する在宅医療・介護連携推進検討委員会において、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討（施策立案）を行い、呉市の行政課題として対応が必要であると認められた場合は、呉市地域ケア推進会議への提案を行う。

6 事業評価の実施と改善の実践

成果指標を設定し、事業実績について、市及び県・国等有するデータを活用して分析・評価し、現状把握から新たな課題を抽出し、着実な改善につなげる。